

事案決裁規則 新旧対照表

事案決裁規則（現行）	事案決裁規則 改正	備考
<p>事案決裁規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第50条の規定に基づき、本協会の事案の決裁に関して必要な事項を定め、事務局における事務の効率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>（原則）</p> <p>第2条 本協会における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規則の定めるところにより、専務理事、事務総長及び部長又は室長に決裁権を委任することができる。</p> <p>（会長の決裁事案）</p> <p>第3条 会長は、次のものを決裁する。</p> <p>（1）理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案</p> <p>（2）本協会の運営に係る重要方針に関する事案</p> <p>（3）予算の編成及び決算に関する事案</p> <p>（4）理事会及び評議員会の運営に関する事案</p> <p>（5）定款に関する事案</p> <p>（6）特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案</p> <p>（7）特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案</p> <p>（8）職員の任免（昇任、昇格を含む。）、分限、懲戒及び表彰に関する事案</p>	<p>事案決裁規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第50条の規定に基づき、本協会の事案の決裁に関して必要な事項を定め、事務局における事務の効率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>（原則）</p> <p>第2条 本協会における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規則の定めるところにより、専務理事、事務総長及び部長又は室長に決裁権を委任することができる。</p> <p>（会長の決裁事案）</p> <p>第3条 会長は、次のものを決裁する。</p> <p>（1）理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案</p> <p>（2）本協会の運営に係る重要方針に関する事案</p> <p>（3）予算の編成及び決算に関する事案</p> <p>（4）理事会及び評議員会の運営に関する事案</p> <p>（5）定款に関する事案</p> <p>（6）規則等に関する事案</p> <p>（7）特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案</p> <p>（8）特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案</p> <p>（9）職員の採用・配置等に関し、特に重要な事項に関する事案</p>	<p></p> <p>会長決裁のため第4条から移動</p> <p>事務総長の決裁事案と分割</p>

<p>(9) 副会長、専務理事、常務理事、理事及び事務総長の国内出張に関する事案</p> <p>(10) 副会長、専務理事、常務理事、理事、事務総長及び部長又は室長の海外出張に関する事案</p> <p>(11) 1, 000 万円以上の収入及び支出に関する事案</p> <p>(12) 予算の流用に関する事案</p> <p><u>(13) 職員の給与に関する事案</u></p> <p>(14) その他特に重要な事項に関する事案</p> <p>(専務理事の決裁事案)</p> <p>第4条 専務理事は次のものを決裁できる。</p> <p>(1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案</p> <p><u>(2) 規則等に関する事案</u></p> <p>(3) 重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案</p> <p>(4) 重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案</p> <p>(5) 500 万円以上1, 000 万円未満の収入及び支出に関する事案</p> <p>(6) その他重要な事項に関する事案</p> <p>(事務総長の決裁事案)</p> <p>第5条 事務総長は、次のものを決裁できる。</p> <p>(1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案</p> <p>(2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案</p> <p>(3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案</p> <p>(4) 部長又は室長の国内出張に関する事案</p> <p>(5) 副部長、グループ長及び部員の海外出張に関する事案</p> <p>(6) 部長又は室長の勤怠に関する事案</p>	<p><u>(10) 職員の懲戒、表彰に関する事案</u></p> <p>(11) 副会長、専務理事、常務理事、理事及び事務総長の国内出張に関する事案</p> <p>(12) 副会長、専務理事、常務理事、理事、事務総長及び部長又は室長の海外出張に関する事案</p> <p>(13) 1, 000 万円以上の収入及び支出に関する事案</p> <p>(14) 予算の流用に関する事案</p> <p>削除</p> <p>(15) その他特に重要な事項に関する事案</p> <p>(専務理事の決裁事案)</p> <p>第4条 専務理事は次のものを決裁できる。</p> <p>(1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案</p> <p>削除</p> <p>(2) 重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案</p> <p>(3) 重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案</p> <p>(4) 500 万円以上1, 000 万円未満の収入及び支出に関する事案</p> <p>(5) その他重要な事項に関する事案</p> <p>(事務総長の決裁事案)</p> <p>第5条 事務総長は、次のものを決裁できる。</p> <p>(1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案</p> <p>(2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案</p> <p>(3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案</p> <p><u>(4) 職員の採用・配置等に関し、一般的な事項に関する事案</u></p> <p>(5) 部長又は室長の国内出張に関する事案</p> <p>(6) 副部長、グループ長及び部員の海外出張に関する事案</p> <p>(7) 部長又は室長の勤怠に関する事案</p>	<p>追加</p> <p>(9) 及び第5条(4)に集約</p> <p>会長決裁のため第3条に移動</p> <p>会長の決裁事案と分割</p>
--	--	---

(7) 50万円以上500万円未満の収入及び支出に関する事案

(8) その他比較的重要な事項に関する事案

(部長又は室長の決裁事案)

第6条 部長又は室長は、次のものを決裁できる。

- (1) 副部長、グループ長及び部員の勤怠に関する事案
- (2) 副部長、グループ長及び部員の国内出張に関する事案
- (3) 50万円未満の収入及び支出に関する事案
- (4) その他定例的な事項に関する事案

(役員の承認)

第7条 第3条及び第4条に定める事案は、それぞれ決裁を受ける前に必要な役員の承認を得るものとする。

(代決)

第8条 次の各号の上に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。

- (1) 会長 専務理事
- (2) 専務理事 事務総長
- (3) 事務総長 総務部長
- (4) 部長又は室長 副部長・グループ長

2 前項により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、代決することができない。

3 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

第9条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、専務理事が未決のまま執行を特認することができる。この場合、未決執行特認者は、稟議書にその旨

(8) 50万円以上500万円未満の収入及び支出に関する事案

(9) その他比較的重要な事項に関する事案

(部長又は室長の決裁事案)

第6条 部長又は室長は、次のものを決裁できる。

- (1) 副部長、グループ長及び部員の勤怠に関する事案
- (2) 副部長、グループ長及び部員の国内出張に関する事案
- (3) 50万円未満の収入及び支出に関する事案
- (4) その他定例的な事項に関する事案

(役員の承認)

第7条 第3条及び第4条に定める事案は、それぞれ決裁を受ける前に必要な役員の承認を得るものとする。

(代決)

第8条 次の各号の上に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。

- (1) 会長 専務理事
- (2) 専務理事 事務総長
- (3) 事務総長 総務部長
- (4) 部長又は室長 副部長・グループ長

2 前項により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、代決することができない。

3 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

第9条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、専務理事が未決のまま執行を特認することができる。この場合、未決執行特認者は、稟議書にその旨

記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁を受けなければならない。

2 第2条、第3条及び第4条の各号の規定にかかわらず、定款及び本規則以外の諸規則の定めにより拘束される場合は、これに従う。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

第12条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

2017年12月7日(2018年1月1日施行)

2018年7月26日(2018年9月1日施行)

2018年9月13日

記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁を受けなければならない。

2 第2条、第3条及び第4条の各号の規定にかかわらず、定款及び本規則以外の諸規則の定めにより拘束される場合は、これに従う。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

第12条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

2017年12月7日(2018年1月1日施行)

2018年7月26日(2018年9月1日施行)

2018年9月13日

2018年12月13日

改正日

事務局組織運営規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>事務局組織運営規則</p> <p>(職員の任免と職務)</p> <p>第7条 職員の任免は、<u>会長が行う。</u></p> <p><u>2 職員の職務は、会長の承認を経て、事務総長が指定する。</u></p> <p><u>3 役職の任命については、原則以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 部長又は室長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p>(2) 副部長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p>(3) グループ長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p><u>4 昇格、降格については、会長が、専務理事、事務総長、経営企画部からの提案を受け、職員の勤務成績及びその他勤務遂行能力の実証により選考の上、昇格、降格を決定する。</u></p> <p><u>5 外部法人への出向を含む配置転換</u>に関する事項は、会長が別に定める。</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。</p> <p>(改正)</p> <p>2017年12月7日(2018年1月1日施行)</p> <p>2018年5月17日</p> <p>2018年7月26日(2018年9月1日施行)</p> <p>2018年9月13日</p>	<p>事務局組織運営規則</p> <p>(職員の任免と職務)</p> <p>第7条 職員の任免<u>と職務の決定は、事案決裁規則による。</u></p> <p><u>2 役職の任命については、原則以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 部長又は室長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p>(2) 副部長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p>(3) グループ長は、経営・専門職 I 以上の資格保有者の中から任命することができる。</p> <p><u>3 外部への出向に関する事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>(附則)</p> <p>第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。</p> <p>(改正)</p> <p>2017年12月7日(2018年1月1日施行)</p> <p>2018年5月17日</p> <p>2018年7月26日(2018年9月1日施行)</p> <p>2018年9月13日</p> <p><u>2018年12月13日</u></p>	<p>事案決裁規則の改正に伴い整理 削除</p> <p>削除</p> <p>表記訂正(配置転換以外も想定されるため)</p> <p>改正日</p>